

昭島市 指定障害児相談支援 指導検査基準

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年 3 月31日厚生省令第11号）

「社会福祉法」＝社会福祉法（昭和26年 3 月29日法律第45号）

「厚労令29」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年 3 月13日厚生労働省令第29号）

「平24厚労告126」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第126号）

「平24厚労告128」＝こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第128号）

「平24厚労令15」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年 2 月 3 日厚生労働省令第15号）

「平27厚労告181」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年 3 月27日厚生労働省告示第181号）

「平24厚労告122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年 3 月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第23通知」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年 3 月30日障発0330第23号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年 3 月30日障発0330第16号）

「昭島市規則」＝昭島市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年 3 月30日規則第15号）

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
第1 基本方針	（1）指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。 （2）指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 （3）指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 （4）指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。 （5）指定障害児相談支援事業者は、区市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 （6）指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。 （7）指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 （8）指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 （9）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	児福法第24条の30 厚労令29第2条第1項 厚労令29第2条第2項 厚労令29第2条第3項 厚労令29第2条第4項 厚労令29第2条第5項 厚労令29第2条第6項 厚労令29第2条第7項 厚労令29第2条第8項 厚労令29第2条第9項	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
第2 人員に関する基準		児福法第24条の31第1項	
1 従業者	（1）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専ら指定障害児相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、（指定障害児相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に定めるものをいう。）置いているか。（ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。） （2）（1）に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数（当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数の合計数）が、35又はその端数を増すごとに1となっているか。 （3）（2）に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。 （4）指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第206条の14第1項に規定する指定自立正活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。 ① 当該指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合しているか。 ② 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）に該当する者（当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。	厚労令29第3条第1項 障発0330第23通知 第二の1（1） 厚労令29第3条第2項 障発0330第23通知 第二の1（1） 厚労令29第3条第3項 障発0330第23通知 第二の1（1） 厚労令29第3条第4項 障発0330第23通知 第二の1（1）	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
2 管理者	(5) (4)の規定により相談支援員を置く場合における、第3の7、11(1)①、11(2)①から⑨まで及び11(3)、12、15、17(1)から(3)、21(1)並びに24(1)及び(2)の規定の適用については、これら規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、以下の場合であって、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 ア 当該指定障害児相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合 イ 当該指定障害児相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定障害児相談支援事業所の障害児への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	厚労令29第3条第5項 障発0330第23通知 第二の1(1) 厚労令29第4条 障発0330第23通知 第二の1(2)	
3 従たる事業所を設置する場合における特例	(1) 指定障害児相談支援事業者は、従たる事業所を設置する場合、主たる事業所と一体的に管理運営を行っているか。 (2) 従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員として配置しているか。	厚労令29第4条の2第1項 障発0330第23通知 第二の1(3) 厚労令29第4条の2第2項 障発0330第23通知 第二の1(3)	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
第3 運営に関する基準		児福法第24条の31第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 （2）指定障害児相談支援事業者は、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した書面を交付しているか。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ③ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用申込者の承諾を得ているか。	厚労令29第5条第1項 障発0330第23通知 第二の2（1） 厚労令29第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第23通知 第二の2（1）	
2 契約内容の報告等	（1）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。 （2）指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。	厚労令29第6条第1項 障発0330第23通知 第二の2（2） 厚労令28第6条第2項 障発0330第23通知 第二の2（2）	
3 提供拒否の禁止	指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合 等である。	厚労令29第7条 障発0330第23通知 第二の2（3）	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
4 サービス提供困難時の対応	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令29第8条 障発0330第23通知 第二の2（4）	
5 受給資格の確認	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証（通所給付決定を受けていない場合は区市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書）によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、児福法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間（以下「モニタリング期間」という。）、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	厚労令29第9条 障発0330第23通知 第二の2（5）	
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令29第10条 障発0330第23通知 第二の2（6）	
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	厚労令29第11条 障発0330第23通知 第二の2（7）	
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	（1）指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき児福法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 （2）指定障害児相談支援事業者は、（1）の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。 （3）指定障害児相談支援事業者は、（1）及び（2）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。 （4）指定障害児相談支援事業者は、（2）の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。	厚労令29第12条第1項 障発0330第23通知 第二の2（8）① 厚労令29第12条第2項 障発0330第23通知 第二の2（8）② 厚労令29第12条第3項 障発0330第23通知 第二の2（8）③ 厚労令29第12条第4項 障発0330第23通知 第二の2（8）④	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
9 利用者負担額に係る管理	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	厚労令29第13条 障発0330第23通知 第二の2（9）	
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	（1）指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。 （2）指定障害児相談支援事業者は、8（1）の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。	厚労令29第14条第1項 障発0330第23通知 第二の2（10）① 厚労令29第14条第2項 障発0330第23通知 第二の2（10）②	
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	（1）指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 ① 指定障害児支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 ② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 ③ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。 （2）指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び（1）に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 ① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及びその発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。	厚労令29 第15条第1項第1号 障発0330第23通知 第二の2（11）① 厚労令29 第15条第1項第2号 障発0330第23通知 第二の2（11）② 厚労令29 第15条第1項第3号 障発0330第23通知 第二の2（11）③ 厚労令29 第15条第2項第1号 障発0330第23通知 第二の2（11）④	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
	② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。	厚労令29 第15条第2項第2号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑤	
	③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。	厚労令29 第15条第2項第3号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑥	
	④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。	厚労令29 第15条第2項第4号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑦	
	⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行っているか。	厚労令29 第15条第2項第5号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑧	
	⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	厚労令29 第15条第2項第6号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑨	
	⑦ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児福法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間（以下「モニタリング期間」という。）に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。	厚労令29 第15条第2項第7号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑩	
	⑧ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。	厚労令29 第15条第2項第8号 障発0330第23通知 第二の2（11）⑪	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
	⑨ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。 ⑩ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議（相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。 ⑫ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。 （３）指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助（児福法第24条の26第１項第２号に規程する指定継続障害児支援利用援助をいう。）の方針は、第１に規定する基本方針、（１）及び（２）に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっている。 ① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 ② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。	厚労令29 第15条第２項第９号 障発0330第23通知 第二の２(11)⑫ 厚労令29 第15条第２項第10号 障発0330第23通知 第二の２(11)⑬ 厚労令29 第15条2項第11号 障発0330第23通知 第二の２(11)⑭ 厚労令29 第15条第２項第12号 障発0330第23通知 第二の２(11)⑮ 厚労令29 第15条第３項第１号 障発0330第23通知 第二の２(11)⑯ 厚労令29 第15条第３項第２号 障発0330第23通知 第二の２(11)⑰	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
12 テレビ電話装置等の活用	③ 障害児支援利用計画に変更があった場合、（２）①から⑦まで及び⑩から⑫までに準じて取り扱っているか。	厚労令29 第15条第3項第3号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑱	
	④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	厚労令29 第15条第3項第4号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑲	
	⑤ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	厚労令29 第15条第3項第5号 障発0330第23通知 第二の2(11)⑳	
	⑥ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	厚労令29 第15条第3項第6号 障発0330第23通知 第二の2(11)㉑	
	相談支援専門員は、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行う場合、次に掲げる要件をいずれも満たしているか。		
	(1) 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成24年厚生労働省告示第233号）に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があるか。	厚労令29 第15条の2第1項 障発0330第23通知 第二の2(12)	
	(2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったか。	厚労令29 第15条の2第2項 障発0330第23通知 第二の2(12)	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令29第16条 障発0330第23通知 第二の2（13）	
14 障害児相談支援対象保護者に関する区市町村への通知	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	厚労令29第17条 障発0330第23通知 第二の2（14）	
15 管理者の責務	（1）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 （2）指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令29第18条第1項 障発0330第23通知 第二の2（15） 厚労令29第18条第2項 障発0330第23通知 第二の2（15）	
16 運営規程	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 （具体的な事項例） ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること ⑧ その他運営に関する重要事項	厚労令29第19条 障発0330第23通知 第二の2（16）	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
17 勤務体制の確保等	（１）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 （２）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。（ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。） （３）指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 （４）指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令29第20条第１項 障発0330第23通知 第二の２（17）① 厚労令29第20条第２項 障発0330第23通知 第二の２（17）② 厚労令29第20条第３項 障発0330第23通知 第二の２（17）③ 厚労令29第20条第４項 障発0330第23通知 第二の２（17）④	
18 業務継続計画の策定等	（１）指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （２）指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 （３）指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令29第20条の２第１項 障発0330第23通知 第二の２（18）①② 厚労令29第20条の２第２項 障発0330第23通知 第二の２（18）③④ 厚労令29第20条の２第３項 障発0330第23通知 第二の２（18）	
19 設備及び備品等	指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	厚労令29第21条 障発0330第23通知 第二の２（19）	
20 衛生管理等	（１）指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令29第22条第１項 障発0330第23通知 第二の２（20）①	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
21 掲示等	（２）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	厚労令29第22条第２項 障発0330第23通知 第二の２（20）①	
	（３）指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底を図っているか。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。	厚労令29第22条第３項 障発0330第23通知 第二の２（20）②	
	（１）指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	厚労令29第23条第１項、 第２項 障発0330第23通知 第二の２（21）①②	
	（２）指定障害児相談支援事業者は、（１）に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより（１）の規定による掲示に代えることができる。		
	（３）指定障害児相談支援事業者は、（１）に規定する重要事項の公表に努めているか。	厚労令29第23条第３項 障発0330第23通知 第二の２（21）③	
22 秘密保持等	（４）指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示しているか。	昭島市規則第２条第３項	
	（１）指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	厚労令29第24条第１項 障発0330第23通知 第二の２（22）①	
	（２）指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	厚労令29第24条第２項 障発0330第23通知 第二の２（22）②	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
23 広告	（３）指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	厚労令29第24条第３項 障発0330第23通知 第二の２（22）③ 厚労令29第25条	
24 指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止	（１）指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 （２）指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 （３）指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	厚労令29第26条第１項 障発0330第23通知 第二の２（23）① 厚労令29第26条第２項 障発0330第23通知 第二の２（23）② 厚労令29第26条第３項 障発0330第23通知 第二の２（23）③	
25 苦情解決	（１）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置の講じているか。 （２）指定障害児相談支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 （３）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第１項の規定により区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 （４）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の３の２第１項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29第27条第１項 障発0330第23通知 第二の２（24）① 厚労令29第27条第２項 障発0330第23通知 第二の２（24）② 厚労令29第27条第３項 障発0330第23通知 第二の２（24）③ 厚労令29第27条第４項 障発0330第23通知 第二の２（24）③	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
26 事故発生時の対応	（５）指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の３の３第４項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令29第27条第５項 障発0330第23通知 第二の２（24）③	
	（６）指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事又は区市町村長に報告しているか。	厚労令29第27条第６項 障発0330第23通知 第二の２（24）③	
	（７）指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令29第27条第７項 社会福祉法第83条、第85条 障発0330第23通知 第二の２（24）④	
	（１）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	厚労令29第28条第１項 障発0330第23通知 第二の２（25）	
	（２）指定障害児相談支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	厚労令29第28条第２項 障発0330第23通知 第二の２（25）	
27 虐待の防止	（３）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令29第28条第３項 障発0330第23通知 第二の２（25）	
	指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。	厚労令29第28条の２ 障発0330第23通知 第二の２（26）	
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しているか。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	令和5年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
28 会計の区分	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令29第29条 障発0330第23通知 第二の2（27）	
29 記録の整備	（1）指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （2）指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 障害児相談支援対象保護者による不正受給に関する区市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	厚労令29第30条第1項 障発0330第23通知 第二の2（28） 厚労令29第30条第2項 障発0330第23通知 第二の2（28）	
30 電磁的記録等	（1）指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記録された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 （2）指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は障害児相談支援対象保護者である場合には当該障害児又は当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	厚労令29第31条第1項 障発0330第23通知 第三（1） 厚労令29第31条第2項 障発0330第23通知 第三（2）	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
第4 届出等			
1 変更の届出	（１）指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児福法施行規則第25条の26の7で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。 （２）指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区市町村長に届け出ているか。	児福法 第24条の32第1項 児福法施行規則 第25条の26の7第1項、 第2項 児福法 第24条の32第2項 児福法施行規則 第25条の26の7第3項	
2 業務管理体制の整備	（１）指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 （２）指定障害児相談支援事業者はこども家庭庁長官等に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 （３）届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	児福法 第24条の30第3項 児福法 第24条の38第1項 児福法施行規則 第25条の26の8 児福法 第24条の38第2項 児福法施行規則 第25条の26の9第1項 児福法 第24条の38第3項 児福法施行規則 第25の26の9第2項	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			
1 基本事項	（１）指定障害児相談支援に要する費用の額は、平24厚労告126の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単価の単価を乗じて算定しているか。（ただし、その額が現に当該障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額になっているか。） （２）（１）の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	児福法 第24条の26第2項 平24厚労告第126の1 平24厚労告第128号 平24厚労告126の2	
2 障害児相談支援費 （１）障害児支援利用援助費	障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。（以下「相談支援専門員の平均員数」という。））で除して得た数（以下、「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 ② 障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ 障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	平24厚労告126 別表1の注1 障発0330第16通知 第四の1（１）（２）（３） 平27厚労告181の1	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
（２）継続障害児支援利用援助費	継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 ② 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	平24厚労告126 別表１の注２ 障発0330第16通知 第四の１ （１）（２）（３）（４） 平27厚労告181の１	
（３）その他	（１）指定障害児相談支援事業者が、第３の11の（２）の⑥（第３の11の（３）の③において準用する場合を含む。）⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで（第３の11の（３）の③において準用する場合を含む。）又は第３の11の（３）の②に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 （２）指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。 （３）児福法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合に、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告126 別表１の注３ 平24厚労告126 別表１の注４ 平24厚労告126 別表１の注５	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
3 利用者負担上限額管理加算	（４）第３の18に規定する業務継続計画の策定等の基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告126 別表１の注６	
	（５）第３の27に規定する虐待の防止の基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告126 別表１の注７	
	（６）平成24年厚生労働省告示第233号「こども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（（１）及び（２）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告126 別表１の注８ 平24厚労告233	
	（７）別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）若しくは機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、１月につき所定単位数に500単位を加算しているか。	平24厚労告126 別表１の注９ 平27厚労告第181の２	
	指定障害児相談支援事業者が、第３の９に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表２の注 障発0330第16通知 第四の４	
4 初回加算	（１）指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他平成27年厚生労働省告示第181号こども家庭庁長官が定める基準」に適合する場合には、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表３の注１ 平27厚労告181の１ 障発0330第16通知 第四の５（１）（２）	
	（２）初期加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅に訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に１回以上居宅の訪問により面接を行う場合に限る。）に、所定単位数に500単位に当該面接した月の数（３を限度とする）を乗じて得た単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表３の注２ 障発0330第16通知 第四の５（３）	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
5 主任相談支援専門員 配置加算	（１）専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 主任相談支援専門配置加算（Ⅰ） ② 主任相談支援専門配置加算（Ⅱ） （２）主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。）、指定地域移行支援（指定地域移行支援基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地相談支援基準第１条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）及び指定計画相談支援（指定計画相談支援基準第３条第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。	平24厚労告126 別表４の注１ 障発0330第16通知 第四の６	
6 入院時情報連携加算	障害児通所支援を利用する障害児が医療法第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 入院時情報連携加算（Ⅰ） ② 入院時情報連携加算（Ⅱ）	平24厚労告126 別表５の注 平27厚労告181第３号 障発0330第16通知 第四の７	
7 退院・退所加算	児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、若しくは障害者支援施設（支援法第５条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第３条に規定する刑事施設、少年院法第３条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第２条第７項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第３項若しくは第85条第３項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第２項の救護若しくは同法第85条の第１項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算しているか（４の初回加算を算定する場合を除く）。	平24厚労告126 別表６の注 障発0330第16通知 第四の８	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
8 保育・教育等移行支援加算	指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 ① 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合。 ② 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） ③ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）	平24厚労告126 別表7の注 障発0330第16通知 第四の9	
9 医療・保育・教育機関等連携加算	（1）指定障害児相談支援事業者が、次の①から③までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算しているか。 ① 第1の（3）に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービスを行う者を除く。③、（2）及び12において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合（障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）次に掲げる単位数を加算しているか。 ア 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位 イ 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位	平24厚労告126 別表8の注1 障発0330第16通知 第四の10	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
10 集中支援加算	② 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。サービス利用支援支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る。） 300単位 ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合。（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する場合に限る。） 150単位 （2）（1）③については、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ① 病院等及び支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） ② 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）	平24厚労告126 別表8の注2 障発0330第16通知 第四の10 平24厚労告126 別表9の注1 障発0330第16通知 第四の11	
	（1） 指定障害児相談支援事業者が、次①から⑤までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から⑤までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、①から③までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。（当該加算は、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる障害児については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。） ① 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300単位 ② サービス担当者会議（厚労令29第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。11において同じ。）に対して、専門的な見地から意見を求め、障害児相談支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300単位 ③ 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費、継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算（Ⅰ）、退院・退所加算を算定する月を除く。） 150単位		

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
11 サービス担当者会議 実施加算	④ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300単位 ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報の提供した場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 150単位 （2）（1）⑤については、次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ① 病院等及び訪問看護ステーション等 ② 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。） 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。	平24厚労告126 別表10の注 障発0330第16通知 第四の12	
12 サービス提供時モニタリング加算	指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	平24厚労告126 別表11の注 障発0330第16通知 第四の13	
13 行動障害支援体制加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 行動障害支援体制加算（Ⅰ） ② 行動障害支援体制加算（Ⅱ）	平24厚労告126 別表12の注 平27厚労告181第4号 障発0330第16通知 第四の14	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
14 要医療児者支援体制加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） ② 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	平24厚労告126 別表13の注 平27厚労告181第5号 障発0330第16通知 第四の15	
15 精神障害者支援体制加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） ② 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	平24厚労告126 別表14の注 平27厚労告181第6号 障発0330第16通知 第四の16	
16 高次脳機能障害支援体制加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） ② 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	平24厚労告126 別表14の2注 平27厚労告181第6号 障発0330第16通知 第四の17	
17 ピアサポート体制加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表15の注 平27厚労告181第7号 障発0330第16通知 第四の18	
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下「要支援児」という。）が指定短期入所（厚労告第171号第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（厚労告第171号第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表16の注 平27厚労告181第8号 障発0330第16通知 第四の19	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備考
19 地域体制強化共同支援加算	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、第1の（3）に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告126 別表17の注 平27厚労告181第8号 障発0330第16通知 第四の20	
20 遠隔地訪問加算	障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、4の初回加算（（2）に該当する場合に限る。）、6の入院時情報連携加算（①の入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、7の退院・退所加算、8の保育・教育等移行支援加算（②に該当する場合に限る。）、9の医療・保育・教育機関等連携加算（（1）の①及び②に該当する場合に限る。）又は10の集中支援加算（（1）の①及び④に該当する場合に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、4の初回加算については、4の（2）に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。	平24厚労告126 別表18の注 平27厚労告181第8号 障発0330第16通知 第四の21	